

\*（）内は4刷のページ等

章	ページ	行	見出し	3刷	4刷
3章	56	下から4行目	1) リレーションづくり	自己を見つめ自分の問題・状況	自己を見つめ自分の問題状況
5章	91		3. クライアントの性別・年齢・職業等	3. クライアントの性別・年齢・職業等 Aさん, 女性, 35歳, 小売業, 正社員 ※個人情報につながる実名は記載しない。○○歳代と書く場合は, 前半か後半かによってライフサイクル上の課題が異なるので記載したい。役職や業界もクライアント理解に重要な場合は記載する。	3. クライアントの年齢・職業等 Aさん, 35歳, 小売業, 正社員 ※個人情報につながる実名は記載しない。○○歳代と書く場合は, 前半か後半かによってライフサイクル上の課題が異なるので記載したい。性別, 役職や業界もクライアント理解に重要な場合は記載する。
7章	121	7行目		創立50周年にあたる2009年に	創立50周年に際して2009年に
9章	189	COLUMN内6行目	COLUMN 人間性心理学	マズロー (Maslow, M.)	マズロー (Maslow, A. H.)
11章	251	見出しから3行目	2) 自律神経系	自律神経系はすべて遠心性であり, 交感神経系と	自律神経系は, 交感神経系と
13章	379	「措置入院」3行目	ii) 精神科医療施設への入院に関して	(精神保健福祉法24条)	(精神保健福祉法23条)
16章	474	16行目		最長3年の	最長5年の
18章	575	見出しから2段落目	1) 労働安全衛生	これらの規制の実効性を確保するために, 同法は, 罰則や労働基準監督制度による監督・取締を行う他, 行政による労働災害防止計画の策定や事業者の自主的取組み(労働安全衛生マネジメントシステム)の推進など, 総合的・多面的な施策を採用している。また, 過重労働・メンタルヘルス対策を充実させるために, 会社(事業者)は, 時間外労働が月100時間を超え疲労の蓄積が認められる労働者について, 労働者の申し出により医師による面接指導を行わなければならない。その労働者について医師の意見を聴取して必要があると認めるときには, 作業の転換, 労働時間の短縮などの措置を講じなければならないとされている。また, 2014年の労働安全衛生法改正は, 労働者のメンタルヘルス対策を充実させるため, 労働者の心理的な負担の程度を把握するための医師・保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を, 従業員50人以上の事業者に義務づけている(50人未満の事業者については, 当分の間努力義務とされている)。	これらの規制の実効性を確保するために, 同法は, 罰則や労働基準監督制度による監督・取締を行う他, 行政による労働災害防止計画の策定や事業者の自主的取組み(労働安全衛生マネジメントシステム)の推進など, 総合的・多面的な施策を採用している。また, 2014年の労働安全衛生法改正は, 労働者のメンタルヘルス対策を充実させるため, 労働者の心理的な負担の程度を把握するための医師・保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を, 従業員50人以上の事業者に義務づけている(50人未満の事業者については, 当分の間努力義務とされている)。
18章	576 (575)	1行目 (下から5行目)	1) 労働安全衛生	この実労働時間の把握によって時間外労働が1か月あたり80時間を超え, かつ疲労の蓄積が認められる場合には, 事業者は労働者の申し出により医師による面接指導を行わなければならない(同法66条の8)。	この実労働時間の把握によって時間外労働が1か月あたり80時間を超え, かつ疲労の蓄積が認められる場合には, 事業者は労働者の申し出により医師による面接指導を行わなければならない(同法66条の8)。面接指導を行った労働者について医師の意見を聴取して必要があると認めるときには, 作業の転換, 労働時間の短縮などの措置を講じなければならないとされている。
18章	588	3行目		委託費用の一定割合〔中小企業については3分の2(45歳以上が対象の場合5分の4), 中小企業以外については3分の1(45歳以上が対象の場合5分の2)〕等を支給する制度である。	委託費用の一定割合を支給する制度である。
19章	618	見出しから6行目	3 メンタルヘルス対策にかかわる法制度	18章-4	18章-6-(4)
20章	627	見出しから2行目	2) その功罪	マズロー (Maslow, A.)	マズロー (Maslow, A. H.)